

2015年6月24日

【談話】学校制度を複線化し、学校統廃合を促進する「小中一貫教育」の制度化に反対する

全日本教職員組合（全教）

書記長 小畑 雅子

6月17日、参議院本会議において、「小中一貫教育」の制度化などを内容とする学校教育法「改正」案が、自民、公明、民主、維新、元気、次世代などの賛成により可決され、成立しました。共産、社民などが反対しました。この結果、学校教育法第1条に新たに9年制の義務教育学校が加えられ、学校設置者の判断でその設置が可能となり、小学校段階から学校制度を複線化することを可能とするものとなります。「改正」案は成立しましたが、国会での審議を通じて、今回の「小中一貫教育」の制度化による問題点が以下のようにいっそう明らかとなりました。

1. 今回の「改正」は、「多様化や弾力化を推進」、「制度的な選択肢を広げるということが基本的な方針」との小松初中局長の答弁にもあるように、規制緩和によって学校制度を小学校段階から複線化し、5・4制や4・3・2制などを可能とする学校段階の区切りの「弾力化」を設置者の判断でおこなうことを可能とするものです。このことは、子どもたちが小学校入学時から制度の異なる学校で学ばざるをえない事態を招くおそれのあるもので、教育の機会均等の原則に反するものです。とりわけ、学校選択制と結びつけば、学校間の競争をあおるとともに、国が教育権を保障する制度としての義務教育から自己責任による教育へとその本質を180度転換するものとなりかねません。
2. 「小中一貫教育」の制度化を、学校統廃合の促進や教職員の削減、施設・設備費の削減などの手段にしようとしています。多くの場合、中学校1校に対して、校区の小学校は複数存在します。一貫校を設置すれば、一気に複数の学校を廃止することとなります。文科省は、住民や保護者の理解を得てとしています。京都などでは、PTAの会議も開かせないなど保護者や住民の意見をまともに聞かずに小中一貫校の設置とそのための統廃合を強引にすすめるようとしている実態も明らかとなりました。このように、総務省の公共施設等総合管理計画の策定の要請や文科省の統廃合の「手引」などと一体に、「小中一貫教育」の制度化を口実に学校統廃合が一気に推し進められるおそれがあります。また、地方教育行政法の改悪のもとで、首長の政治介入によって義務教育学校の設置が押しつけられるなど、子どもたちの成長・発達ではなく、政治家や行政の思惑によってすすめられることになりかねません。
3. 子どもたちや学校の実態を把握し、そこから小中一貫校の設置を導き出したのではなく、まず制度化ありきですすめていることです。国会審議では、「学力の向上」についても通常の小・中学校と小中一貫校との比較調査がないことを文科省が認めたことや、国立教育政策研究所の資料から中1ギャップそのものが不明確であるとの指摘など、小中一貫教育の「成果」も根拠が明確でないことが明らかとなりました。また、義務教育学校の設置基準を設けない予定であることなど、条件整備の面でも制度的な担保がないことも明らかとなりました。このように、「小中一貫教育」の制度化に合理的な根拠はありません。

以上のように、現時点においてもさまざまな懸念や課題が残されています。また、共産、社民だけでなく、賛成した他党の議員からも、上記の問題点以外に「エリート校化、格差や序列化が進むのではないか」「教職員の多忙化」「最高学年の経験ができない」「中学校の抑圧性、競争性が小学校に広がり、かえって問題が深刻化するのではないか」など多くの懸念が表明されました。参議院では、参考人3人のうち2人は、諸外国や各地の実態も示して、否定的な見解を述べました。これらに対し、文科省は、「成功事例等を集め説明していく」「周知する」とするばかりで、有効な制度的な担保はほとんど示されませんでした。

「小中一貫教育」の制度化は、戦後、憲法のもとで、すべての子どもたちに権利としての教育を保障するための制度として確立された学校制度を複線化し、教育の機会均等の原則を壊すとともに、学校統廃合を促進するものであり、断じて容認することはできません。全教は、「小中一貫教育」の制度化に反対し、そのねらいを許さない全国の保護者・国民とともにとりくみをすすめるものです。

以上